

## 行動障がいを持つ者の考え方

下記（身体拘束）行為を行う要因となる利用者の行動ととらえます。

### 身体拘束の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為

- ・ 徘徊しないように、車いすや、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

下記行動を行う利用者についてのケア方法構築状況等を、実地指導において個別ケースごとに伺います。事前提出資料（「身体拘束廃止に向けた取り組み状況」）に人数を計上（イ欄）し、各ケースに関しウ欄に具体的対応を記載してください。

なお、ケア方針策定打合せ会議等の附帯書類や身体拘束実施の際の記録等もケースごとに見せていただきますので、併せて揃えておくようお願いします。

○ 他人への迷惑行為

- 奇声を発する
- 暴力を振るう
- 洒乱
- 徘徊・・・認知症によるもの
- 脱衣・おむつはずし・・・排泄物への接触、散乱

○ 静養管理上の問題

- 点滴・経管栄養等のチューブをはずす
- (疥癬等の場合) 病理部分をかきむしる
- 徘徊・・・戸外への放浪